

雨水貯留浸透施設標識作成仕様書

標識・・・・・・※部分については、表示が異なる。

材料：ステンレス

寸法：480×70×0.5 t

印字：エッジング

文字：標識に記載する文字は共通ではない。（別紙参照）

※1 許可番号は年度ごとの許可番号である。

※2 構造については、貯留施設の種類、貯留量である。

※3 貯留施設の設置場所や種類による管理者となる。

標識の作成発注枚数は10枚とする。

設置手間は含まないものとする。

雨水貯留浸透施設設置

この敷地または道路等には、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、浸水被害を防止するため、雨水浸透阻害行為の対策工事として設置された雨水貯留浸透施設が設置しております。

名 称 雨水貯留浸透施設

許可番号 第●-●●号

雨水の流出抑制機能 区域内から流出する雨水量を抑制

許可を要する行為 法第39条第1項各号及び同法施行令第12条の各号に定められた次の行為を行うときは、市長の許可が必要です。

- ① 雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋立て
 - ② 雨水貯留浸透施設（建築物等に設置されているものを除く。）の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築または増築
 - ③ 雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除去（雨水貯留浸透施設に係る部分に関するものに限る。）
 - ④ 雨水貯留浸透施設の敷地である土地（雨水貯留浸透施設が建築物等に設置されている場合にあっては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分）において物件を移動の安易でない程度に堆積し、又は設置する行為
 - ⑤ 雨水貯留浸透施設を損傷する行為
 - ⑥ 雨水貯留浸透施設の雨水の流入口又は流出口の形状を変更する行為

標識の設置者 八尾市都市整備部土木管財課 TEL 072-924-8552

雨水貯留浸透施設設置

この敷地または道路等には、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、浸水被害を防止するため、雨水浸透阻害行為の対策工事として設置された雨水貯留浸透施設が設置しております。

名 称 雨水貯留浸透施設

許 可 番 号 第 5-36号

構 造 の 概 要 地下貯留 貯留量 156.97m³

雨水の流出抑制機能 区域内から流出する雨水量を抑制

許可を要する行為 法第39条第1項各号及び同法施行令第12条の各号に定められた次の行為を行うときは、市長の許可が必要です。

- ① 雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋立て
- ② 雨水貯留浸透施設（建築物等に設置されているものを除く。）の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築
- ③ 雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除去（雨水貯留浸透施設に係る部分に関するものに限る。）
- ④ 雨水貯留浸透施設の敷地である土地（雨水貯留浸透施設が建築物等に設置されている場合にあっては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分）において物件を移動の安易でない程度に堆積し、又は設置する行為
- ⑤ 雨水貯留浸透施設を損傷する行為
- ⑥ 雨水貯留浸透施設の雨水の流入口又は出口の形状を変更する行為

施 設 の 管 理 者 地下貯留 土地または建物所有者

標 識 の 設 置 者 八尾市都市整備部土木管財課 Tel 072-924-8552

雨水貯留浸透施設設置

この敷地または道路等には、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、浸水被害を防止するため、雨水浸透阻害行為の対策工事として設置された雨水貯留浸透施設が設置しております。

名 称 雨水貯留浸透施設

許 可 番 号 第 6-34号

構 造 の 概 要 透水性舗装・各戸貯留（12戸） 貯留量32.41m³

雨水の流出抑制機能 区域内から流出する雨水量を抑制

許可を要する行為 法第39条第1項各号及び同法施行令第12条の各号に定められた次の行為を行うときは、市長の許可が必要です。

- ① 雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋立て
- ② 雨水貯留浸透施設（建築物等に設置されているものを除く。）の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築
- ③ 雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除去（雨水貯留浸透施設に係る部分に関するものに限る。）
- ④ 雨水貯留浸透施設の敷地である土地（雨水貯留浸透施設が建築物等に設置されている場合にあっては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分）において物件を移動の安易でない程度に堆積し、又は設置する行為
- ⑤ 雨水貯留浸透施設を損傷する行為
- ⑥ 雨水貯留浸透施設の雨水の流入口又は流出口の形状を変更する行為

施 設 の 管 理 者 透水性舗装 八尾市都市整備部土木管財課

宅内各戸貯留 各土地所有者

標 識 の 設 置 者 八尾市都市整備部土木管財課 Tel 072-924-8552

雨水貯留浸透施設設置

この敷地または道路等には、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、浸水被害を防止するため、雨水浸透阻害行為の対策工事として設置された雨水貯留浸透施設が設置しております。

名 称	雨水貯留浸透施設
許 可 番 号	第 5-78号
構 造 の 概 要	地下貯留・透水性舗装 貯留量 86.90m ³
雨水の流出抑制機能	区域内から流出する雨水量を抑制
許可を要する行為	法第39条第1項各号及び同法施行令第12条の各号に定められた次の行為を行うときは、市長の許可が必要です。 ① 雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋立て ② 雨水貯留浸透施設（建築物等に設置されているものを除く。）の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築 ③ 雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除去（雨水貯留浸透施設に係る部分に関するものに限る。） ④ 雨水貯留浸透施設の敷地である土地（雨水貯留浸透施設が建築物等に設置されている場合にあっては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分）において 物件を移動の安易でない程度に堆積し、又は設置する行為 ⑤ 雨水貯留浸透施設を損傷する行為 ⑥ 雨水貯留浸透施設の雨水の流入口又は流出口の形状を変更する行為
施 設 の 管 理 者	地下貯留・透水性舗装 土地または建物所有者
標 識 の 設 置 者	八尾市都市整備部土木管財課 Tel 072-924-8552

雨水貯留浸透施設設置

この敷地または道路等には、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、浸水被害を防止するため、雨水浸透阻害行為の対策工事として設置された雨水貯留浸透施設が設置しております。

名 称 雨水貯留浸透施設

許 可 番 号 第 6-14号

構 造 の 概 要 表面貯留 貯留量 75.73m³

雨水の流出抑制機能 区域内から流出する雨水量を抑制

許可を要する行為 法第39条第1項各号及び同法施行令第12条の各号に定められた次の行為を行うときは、市長の許可が必要です。

- ① 雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋立て
- ② 雨水貯留浸透施設（建築物等に設置されているものを除く。）の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築
- ③ 雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除去（雨水貯留浸透施設に係る部分に関するものに限る。）
- ④ 雨水貯留浸透施設の敷地である土地（雨水貯留浸透施設が建築物等に設置されている場合にあっては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分）において物件を移動の安易でない程度に堆積し、又は設置する行為
- ⑤ 雨水貯留浸透施設を損傷する行為
- ⑥ 雨水貯留浸透施設の雨水の流入口又は流出口の形状を変更する行為

施 設 の 管 理 者 表面貯留 八尾市都市整備部土木管財課

標 識 の 設 置 者 八尾市都市整備部土木管財課 Tel 072-924-8552

雨水貯留浸透施設設置

この敷地または道路等には、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、浸水被害を防止するため、雨水浸透阻害行為の対策工事として設置された雨水貯留浸透施設が設置しております。

名 称 雨水貯留浸透施設

許 可 番 号 第 6-48号

構 造 の 概 要 各戸貯留21戸 貯留量23.58m³

雨水の流出抑制機能 区域内から流出する雨水量を抑制

許可を要する行為 法第39条第1項各号及び同法施行令第12条の各号に定められた次の行為を行うときは、市長の許可が必要です。

- ① 雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋立て
- ② 雨水貯留浸透施設（建築物等に設置されているものを除く。）の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築
- ③ 雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除去（雨水貯留浸透施設に係る部分に関するものに限る。）
- ④ 雨水貯留浸透施設の敷地である土地（雨水貯留浸透施設が建築物等に設置されている場合にあっては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分）において物件を移動の安易でない程度に堆積し、又は設置する行為
- ⑤ 雨水貯留浸透施設を損傷する行為
- ⑥ 雨水貯留浸透施設の雨水の流入口又は流出口の形状を変更する行為

施 設 の 管 理 者 宅内各戸貯留 各土地所有者

標 識 の 設 置 者 八尾市都市整備部土木管財課 Tel 072-924-8552

雨水貯留浸透施設設置

この敷地または道路等には、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、浸水被害を防止するため、雨水浸透阻害行為の対策工事として設置された雨水貯留浸透施設が設置しております。

名 称 雨水貯留浸透施設

許 可 番 号 第 6-36号

構 造 の 概 要 地下貯留 貯留量 129.05m³

雨水の流出抑制機能 区域内から流出する雨水量を抑制

許可を要する行為 法第39条第1項各号及び同法施行令第12条の各号に定められた次の行為を行うときは、市長の許可が必要です。

- ① 雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋立て
- ② 雨水貯留浸透施設（建築物等に設置されているものを除く。）の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築
- ③ 雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除去（雨水貯留浸透施設に係る部分に関するものに限る。）
- ④ 雨水貯留浸透施設の敷地である土地（雨水貯留浸透施設が建築物等に設置されている場合にあっては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分）において物件を移動の安易でない程度に堆積し、又は設置する行為
- ⑤ 雨水貯留浸透施設を損傷する行為
- ⑥ 雨水貯留浸透施設の雨水の流入口又は流出口の形状を変更する行為

施 設 の 管 理 者 地下貯留 土地または建物所有者

標 識 の 設 置 者 八尾市都市整備部土木管財課 Tel 072-924-8552

雨水貯留浸透施設設置

この敷地または道路等には、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、浸水被害を防止するため、雨水浸透阻害行為の対策工事として設置された雨水貯留浸透施設が設置しております。

名 称 雨水貯留浸透施設

許 可 番 号 第 6-56号

構 造 の 概 要 地下貯留 貯留量 107.73m³

雨水の流出抑制機能 区域内から流出する雨水量を抑制

許可を要する行為 法第39条第1項各号及び同法施行令第12条の各号に定められた次の行為を行うときは、市長の許可が必要です。

- ① 雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋立て
- ② 雨水貯留浸透施設（建築物等に設置されているものを除く。）の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築
- ③ 雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除去（雨水貯留浸透施設に係る部分に関するものに限る。）
- ④ 雨水貯留浸透施設の敷地である土地（雨水貯留浸透施設が建築物等に設置されている場合にあっては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分）において物件を移動の安易でない程度に堆積し、又は設置する行為
- ⑤ 雨水貯留浸透施設を損傷する行為
- ⑥ 雨水貯留浸透施設の雨水の流入口又は流出口の形状を変更する行為

施 設 の 管 理 者 地下貯留 土地または建物所有者

標 識 の 設 置 者 八尾市都市整備部土木管財課 Tel 072-924-8552

雨水貯留浸透施設設置

この敷地または道路等には、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、浸水被害を防止するため、雨水浸透阻害行為の対策工事として設置された雨水貯留浸透施設が設置しております。

名 称	雨水貯留浸透施設
許 可 番 号	第 6-47号
構 造 の 概 要	透水性舗装 貯留量15.14m ³
雨水の流出抑制機能	区域内から流出する雨水量を抑制
許可を要する行為	法第39条第1項各号及び同法施行令第12条の各号に定められた次の行為を行うときは、市長の許可が必要です。 ① 雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋立て ② 雨水貯留浸透施設（建築物等に設置されているものを除く。）の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築 ③ 雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除去（雨水貯留浸透施設に係る部分に関するものに限る。） ④ 雨水貯留浸透施設の敷地である土地（雨水貯留浸透施設が建築物等に設置されている場合にあっては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分）において 物件を移動の安易でない程度に堆積し、又は設置する行為 ⑤ 雨水貯留浸透施設を損傷する行為 ⑥ 雨水貯留浸透施設の雨水の流入口又は流出口の形状を変更する行為
施 設 の 管 理 者	透水性舗装 八尾市都市整備部土木管財課
標 識 の 設 置 者	八尾市都市整備部土木管財課 Tel 072-924-8552

雨水貯留浸透施設設置

この敷地または道路等には、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、浸水被害を防止するため、雨水浸透阻害行為の対策工事として設置された雨水貯留浸透施設が設置しております。

名 称 雨水貯留浸透施設

許 可 番 号 第 6-44号

構 造 の 概 要 透水性舗装・各戸貯留（16戸） 貯留量 35.96 m³

雨水の流出抑制機能 区域内から流出する雨水量を抑制

許可を要する行為 法第39条第1項各号及び同法施行令第12条の各号に定められた次の行為を行うときは、市長の許可が必要です。

- ① 雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋立て
- ② 雨水貯留浸透施設（建築物等に設置されているものを除く。）の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築
- ③ 雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除去（雨水貯留浸透施設に係る部分に関するものに限る。）
- ④ 雨水貯留浸透施設の敷地である土地（雨水貯留浸透施設が建築物等に設置されている場合にあっては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分）において物件を移動の安易でない程度に堆積し、又は設置する行為
- ⑤ 雨水貯留浸透施設を損傷する行為
- ⑥ 雨水貯留浸透施設の雨水の流入口又は流出口の形状を変更する行為

施 設 の 管 理 者 透水性舗装 八尾市都市整備部土木管財課

宅内各戸貯留 各土地所有者

標 識 の 設 置 者 八尾市都市整備部土木管財課 Tel 072-924-8552

雨水貯留浸透施設設置

この敷地または道路等には、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、浸水被害を防止するため、雨水浸透阻害行為の対策工事として設置された雨水貯留浸透施設が設置しております。

名 称 雨水貯留浸透施設

許 可 番 号 第 6-38号

構 造 の 概 要 透水性舗装・各戸貯留（16戸） 貯留量31.98m³

雨水の流出抑制機能 区域内から流出する雨水量を抑制

許可を要する行為 法第39条第1項各号及び同法施行令第12条の各号に定められた次の行為を行うときは、市長の許可が必要です。

- ① 雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋立て
- ② 雨水貯留浸透施設（建築物等に設置されているものを除く。）の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築
- ③ 雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除去（雨水貯留浸透施設に係る部分に関するものに限る。）
- ④ 雨水貯留浸透施設の敷地である土地（雨水貯留浸透施設が建築物等に設置されている場合にあっては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分）において物件を移動の安易でない程度に堆積し、又は設置する行為
- ⑤ 雨水貯留浸透施設を損傷する行為
- ⑥ 雨水貯留浸透施設の雨水の流入口又は流出口の形状を変更する行為

施 設 の 管 理 者 透水性舗装 八尾市都市整備部土木管財課

宅内各戸貯留 各土地所有者

標 識 の 設 置 者 八尾市都市整備部土木管財課 Tel 072-924-8552